

仕事が減って

困っていませんか？

1人親方
個人事業主 最大100万円

法人
事業所 最大200万円

給付金の対象かも

～「持続化給付金」説明会～

一人親方や個人事業主、法人事業所の方で、新型コロナウイルスの影響で仕事が減った場合、今年の各月の売り上げが、前年の同じ月と比べて30%以上減少した月が1カ月でもあれば、県や国から給付が受けられます。

どのように仕事が減少したとき？いくら売り上げが減れば対象になるのか？申請方法は？などの説明会を開催します。



「緊急雇用調整助成金」についても説明を行います

6月18日(木) 18:30

6月19日(金) 14:00

場所：福建労会館(3F大ホール)

**組合員
以外の方
も参加
OKです！**

◎各開催時間ごとに、参加人数を25人までと制限させていただきます。

◎事前予約制です。参加希望の方は、組合事務所までお電話ください。

昨年1月から現在までの「月ごと」の売上がわかる方は、持ってきてください。

国・県の持続化給付一覧

※前年度同月との売上比較方法は申請先や確定申告方法、個人、法人などで異なる場合があります。

国・自治体	要件	給付額	申請期間
国	ひと月の売上が前年の同月と比べて 50%以上減少 している事業者。 ※対象は今年の1月～12月の売上です。	法人：最大200万円 個人：最大100万円	令和2年5月1日～ 令和3年1月15日

売上げ減少の比べ方（国の場合） ※申告の仕方で変わります

白色申告の方：「昨年の総売上を12で割った額」と「今年の各月の売上」を比べます。
法人・青色申告の方：昨年の各月の売上額と今年の各月の売上額を同じ月どうしで比べます。

福岡県	ひと月の売上が前年の同月と比べて 30%以上～50%未満減少 している事業者。 ※対象は今年の1月～5月の売上のみです。	法人：最大50万円 個人：最大25万円	令和2年5月2日～ 令和2年6月30日
-----	---	--------------------------------------	-------------------------------

売上げ減少の比べ方（県の場合） 昨年の各月の売上額と今年の各月の売上額を同じ月どうしで比べます。



福建労では、給付申請の他にも、各種の融資制度のご案内や、申請のお手伝いもしています。

また「地元の業者を守れ！」の視点で仲間の声を集め、国や自治体に支援拡充を求める要請行動を行っています。
詳しくは、福建労のホームページをチェックしてください！

右のQRコードからもアクセスできます→



緊急雇用調整助成金

従業員に休業手当60%以上の支払いで

1日あたり8330円/1人を上限に事業主に助成金

新型コロナウイルスの影響のため事業を縮小せざるを得なくなり、労働者を休業させ、賃金の60%以上の休業手当を支給する場合に、事業主に対して支給した手当の9割（解雇があったときは8割）が国から給付される制度です。さらに支給した休業手当のうち60%を

超える部分については10割給付することとなりました。現時点では日額の給付限度額は8,330円。この日額上限額を15,000円程度まで引き上げることを首相が表明。この検討も進んでいると思われま。

要件は、事業所として雇用保険の適用をうけている

こと。最近1カ月の売上が前年の同月と比べて5%以上減少していることなどです。

小規模事業者には、制度が申請手続きや添付書類も大幅に簡素化されました。

この内容についても説明会の中でお話しします。